

医業経営情報 REPORT

11 | 2014

制度改正

120年ぶりの実質的改正案が固まる

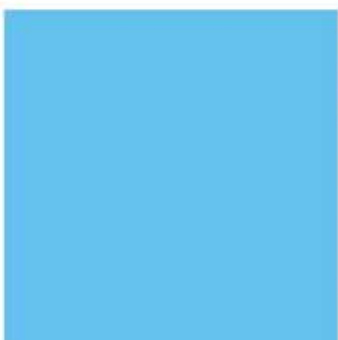
民法改正と 実務への影響

民法改正要綱仮案の概要

契約と実務はこう変わる

契約類型の改正項目

その他債権一般に関する重要改正点



1 民法改正要綱仮案の概要

1 120年ぶりの大改正 最終案の公表

2014年8月26日、法務省法制審議会民法（債権関係）部会において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下、「要綱仮案」）が決定され、同9月8日に法務省ウェブサイトに掲載される形で公表されました。

この要綱仮案は、現行民法が1894年（明治29年）に制定されて以降、全般的な見直しが行われておらず、社会・経済の変化や取引形態の多様化・複雑化に対応できない部分が見られるようになったことなどから、2006年に法務省が全面的改正を打ち出し、8年余りの歳月をかけて議論されてきた最終案です。

民法改正をめぐる経緯

1896年		民法（財産法）制定
98年		民法 全面施行
1947年		民法（家族法）改正
2004年		民法（財産法）が現代語化
2006年		民法改正の私的検討委員会が発足 実質的議論スタート
2009年	10月	法務大臣が民法（債権関係）改正を法制審議会に諮問
2009年	11月	法制審議会民法（債権関係）部会が審議開始
2011年	5月	中間的な論点整理を公表（論点 約500）
2013年	3月	中間試案を公表（論点 約260）
2014年	9月	要綱仮案を公表（論点 約200）

要綱仮案は、2015年2月に策定予定であり、同年の通常国会に提出、2017年には改正民法が施行される見込みです。

今回の改正案は、財産法のうち債権に関する部分のみが対象となっており、契約など企業実務に関連する分野に大きな影響があると予測されています。従来のビジネス慣習と相容れないルール化もみられることから、企業としては早期にこれらの改正内容を把握し、自社や取引先との関係で必要な対応策を準備する必要があります。

2 民法改正要綱仮案の概要

(1) 今回の改正ポイント

民法は、国民生活の基本ルールと呼べるものであり、全ての契約ルールのベースとして、日常生活や経済活動を規律する法律です。

しかし、2006年には国際的な契約ルール（ユニドロワ国際商事契約原則ほか）を見直す動きがあり、日本企業が国際取引を行う際に不都合を生じる懸念が高まったこととも相まって、契約ルールの基本である民法を改正する検討に着手することとなりました。

また、国民生活に密接なものであるゆえに、一般にわかりやすい法律に変えていく必要性も指摘され、改正の議論は次の4つのポイントを掲げて進められました。

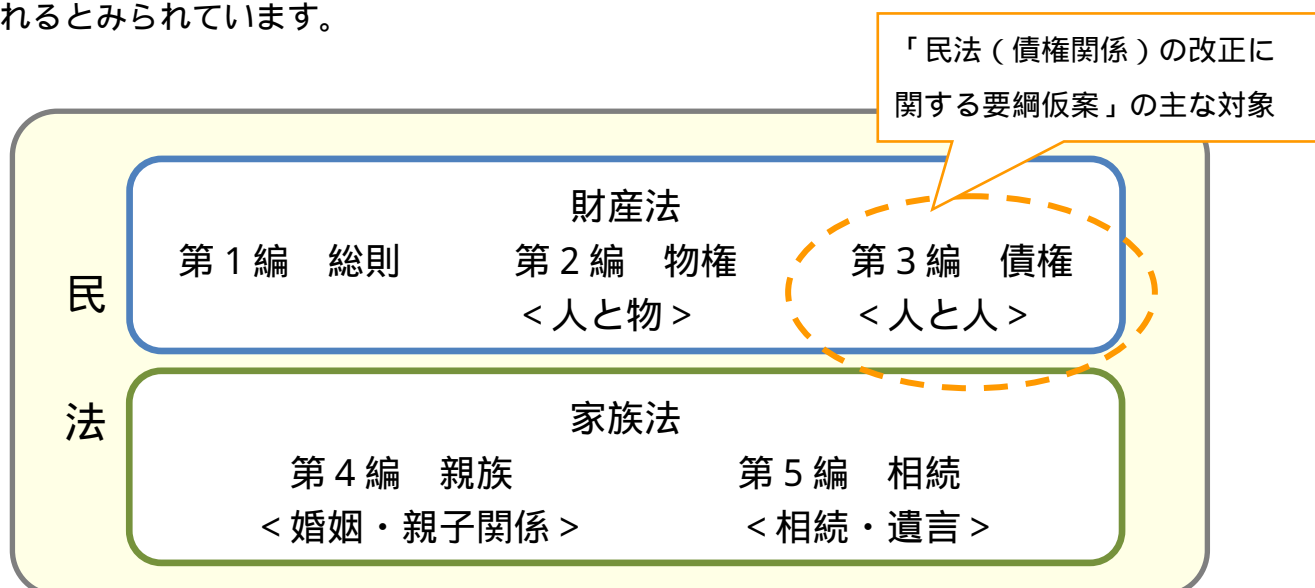
民法改正 4つのポイント

判例の明文化	判例で積み上げたルールの条文化
用語の平易化	わかりやすい言葉に変更 例) 瑕疵
現実の社会・経済変化への対応	取引形態の多様化・複雑化への対応
国際的取引ルールとの整合	企業取引のグローバル化に対応
	契約内容に適合しない

(2) 債権に関する部分の改正の方向性

要綱仮案で示されたのは、民法の第1～3編（財産法）に収録された724条のうち、債権を中心とする約370条にのぼる条文にかかる改正の方向性です。

民法には、財産法だけでなく、第4～5編として家族法が制定されており、この中で法定相続分などを定める相続に関する部分についても、法務省における相続法制検討ワーキングチームで検討されていますが、今回の要綱仮案には含まれておらず、別途試案が示されるとみられています。



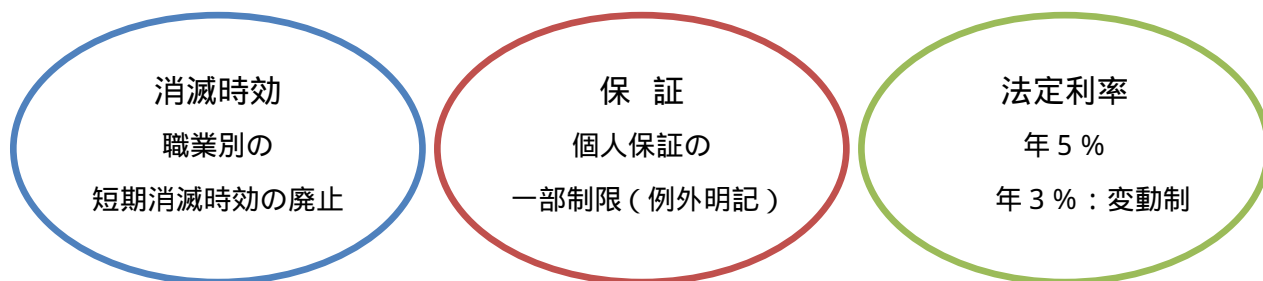
(3) 企業実務への影響が予想される改正点

今回の改正要綱仮案のうち、企業が実務上大きな影響を受けると予想されるのは、以下の3つの改正点です。

企業にとって、この改正はマイナスの影響ばかりではありません。制定から長い年月を経過している民法の条文は、判例や学説の解釈論によって補われる部分も多いため、一般にはわかりにくい規定もありますが、今回の改正によって、曖昧だった契約ルールが明文化されたり、判例を確認するプロセスを省いたりすることが可能になります。

一方では、知識がなければ、自社に不利益な契約を締結してしまう危険性もありますから、特に企業活動と密接に関わる改正点については、十分に理解しておく必要があります。

企業実務に影響する改正点



今回の改正要綱仮案の公表までには、2013年2月26日、法務省の法制審議会民法(債権関係)部会において、「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」(以下、「中間試案」)を決定し、パブリックコメント手続が実施されています。

中間試案の段階では、より大胆な改正案も含まれていましたが、法曹界の専門家や学識経験者からの意見や経済界、消費者団体などによる議論を重ね、またパブリックコメント手続で寄せられた意見などを基に検討が進められ、最終的に要綱仮案にまとめられたという経緯があります。

上記の3つの改正点は、企業実務における契約等だけでなく、個人の生活にも関連するポイントだといえます。

次章では、これらの改正項目について解説します。

2 | 契約と実務はこう変わる

1 実務に影響が予想される改正項目

(1) 消滅時効の統一

消滅時効とは、一定の期間の経過によって、債権などの財産権が消滅する制度です。現行の民法では、一般的債権の時効は10年と規定されており、例外として「短期消滅時効」が定められています。

この短期消滅時効とは、職業別に区分された債権の消滅時効であり、それぞれ1～3年までの期間（以下、「時効期間」）が定められています。今回の改正では短期消滅時効を廃止し、時効期間を統一することとしました。時効期間は、現行の商法第522条に従い、5年に落ち着きましたが、同条の商事消滅時効の特例も廃止となるため、企業における債権管理では、この消滅時効の変更を考慮する必要があります。

主な債権消滅時効の改正

改正法の原則

- | | |
|------------------------------|--------|
| 1. 債権者が権利を行使できることを知ったときから5年間 | いずれか早く |
| 2. 権利を行使できるとき（＝債権発生時）から10年間 | 到来するとき |

主な債権の消滅時効の変更

【現行民法・商法】

【改正法】

時効期間	債権の種類
1年	飲食店・旅館・映画館などの料金 レンタルビデオ・レンタカー料金 芸能人・プロスポーツ選手の給料 使用人の給料
2年	小売業の商品代、学習塾の授業料 理髪代金・クリーニング代、弁護士・公証人報酬
3年	医師・薬剤師の医療費、工事関連費用
5年	企業間商取引（商法）
10年	司法書士・税理士・マッサージ師などの報酬＜原則適用＞

要綱仮案の定める原則を適用
【原則：5年】

(2) 個人保証の一部制限

保証については、保証人保護を拡充する観点で改正案が検討され、企業向け融資における保証人の保護と、第三者による連帯保証の原則禁止、の2点を柱に議論が進められました。これらを踏まえて、要綱仮案では、まずにつき「根保証契約」を個人が保証する「個人根保証契約」については、極度額を定めなければならないとしています。

しかし、当初は原則禁止としたについては、「公正証書の作成」と「企業と一定の関係がある者を第三者から除外」の要件が追加され、「個人保証の一部制限」に後退した内容となりました。

これには、保証の禁止により、実質的に金融機関からの融資が難しくなることで、資金調達に支障が出ることを懸念した企業側から明文化に対する慎重な姿勢が示されたことが作用したものと思われます。

個人保証をめぐる改正点 ~ 一部制限の要件

金融機関との間で、保証契約又は根保証契約については、契約締結に先立ち、契約締結前1か月以内に作成された公正証書により、保証人となる意思表示を明らかにしていなければならない



現行民法では、第三者保証で公正証書の作成は不要であり、負担が増加

主債務者と一定の関係にある者は保証制限対象の例外とする

企業の取締役、執行役、団体理事 又はこれらに準ずる者

過半数の議決権を持つ株主

個人事業の共同事業者、従業員として在籍する配偶者



保証人保護の拡充と、企業の資金調達の利便性のバランスを考慮

中小企業庁による調査結果では、中小企業の経営者本人が借入時に保証している割合は約90%、一方で第三者保証をしている割合は20%以上になっており、これらが民法改正後には公正証書の作成を求められることになると予想されます。

(3) 法定利率の引き下げと変動制移行

法定利率とは、例えば損害賠償請求の遅延損害金を算定する場合などに用いられるもので、現行の民法では、年5%に固定されています(第404条)。この民事法定利率について要綱試案では、当初の法定利率を年3%としたうえで、3年ごとに変更する方針が示されています。

民事法定利率の改正

【現行法】

民法第404条
利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分(年5%)とする

* 100年以上にわたって変更なし

* 市中金利との乖離が年々顕著に

【要綱仮案】

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、当該利息が生じた最初の時点における法定利率による
法定利率は、年3%とする
法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年ごとに、3年を一期として変更される
法務省が告示で設定した日に変更

【予測される影響】

中間利息控除(逸失利益-運用益)の算定
法定利率が低くなると運用益が少なくなり、受け取れる損害賠償金額が増加する
損害保険金の増加に伴う保険料の値上げ
逸失利益増大による保険金支払額の増加が予想され、コスト増吸収を図る保険料値上げも

尚、法定利率には、一定の場合に適用される商法上の商事法定利率も定められており、こちらは年6%に固定されていますが、民法との整合性や、商取引において金利を高く設定することについての合理性がないと判断され、これを定めていた商法第514条は削除される予定です。

法定利率の変更と変動制導入については、重要な改正項目だといえます。

3 | 契約類型の改正項目

企業活動においては、さまざまな契約を締結し、これらを履行していますが、各種契約についても、判例が条文化されるなどの新たなルール変更が要綱仮案で示されています。主要な契約類型に関する改正は、次のような点で予定されています。

1 変わる契約のルール ~判例の条文化・明文化

(1) 消費貸借

民法 587 条が定める「消費貸借」とは、例えば金銭消費貸借の場合、貸主が借主にお金を現実に交付して初めて成立する形式のものに限られます。ただし、実務上の必要性から、合意だけで成立する諾成的な消費貸借も判例などで認められています。

要綱仮案では、現行の民法 587 条が定める「消費貸借」に加えて、諾成的な消費貸借についても条文に明記することとなりました。

ただし、改正によって明記される諾成的な消費貸借は、軽率な合意を防ぐため、書面もしくは電磁的記録によって合意がなされることが要件に加えられます。

(2) 賃貸借

存続期間の拡大

現行の民法 604 条では、賃貸借の存続期間は 20 年以内とされていますが、要綱仮案ではこれを「50 年を超えることができない = 50 年以内」に改正されます。

また、他の法律などに特例がある場合（*）には、その特例によることは現行と同様に取り扱われます。（*）借地借家法 3 条、22 条など

敷金の条文化

部屋を借りる場合などに差し入れる敷金について、要綱仮案では敷金の定義と併せて、その返還に関し、判例などの考え方を取り込んだ条文を定めています。

敷金の定義 ~改正法における明文化

いかなる定義をもってするのかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭
 < 賃貸借が終了し、かつ賃貸物の返還を受けた場合 >
 賃借人に対し、（中略）返還しなければならない

具体的には、通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗、並びに賃借物の経年変化（いわゆる通常損耗）については、原則として賃貸借終了後の原状回復義務に含まれないとする判例の考え方について、要綱仮案では条文に取り込み、明記したものです。

(3) 請負

契約の解除

現行の民法第635条では、請負において、仕事の目的物が建物その他の土地の工作物（住宅、塀橋など）の場合、瑕疵（欠陥）があり、契約の目的を達成できなくとも、注文者は契約を解除できないとする但し書きがあります。しかし要綱仮案では、この条文を削除することとし、一定の条件を満たせば解除できることとなります。

要綱仮案では、現行の民法635条の本文も但し書きも削除し、解除については解除一般の定めに従うこととしました。

注文者の権利の期間制限

請負において仕事の目的物に瑕疵がある場合、つまり仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合に、注文者が修補請求（修理などの請求）、解除などを行える期間について、現行の民法には特別の規定（民法637条ほか）があり、目的物の引渡しを必要とする場合には、原則として「引き渡した時」から1年以内とされています。

要綱仮案では、この期間の起算点を変更し、「注文者がその不適合の事実を知った時」から1年以内としています。しかも、要綱仮案では、この期間内に注文者から請負人に対してその不適合の事実が通知されれば、注文者が修補請求、解除などを行える期間内に権利行使したと明記することにしています。

(4) 委任

要綱仮案では、委任に関して、受任者の自己執行義務について定めるものとしています。

具体的には、受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者（受任者から更に委任を受ける者）を選任することができないとしています。

現行の民法の下では、代理に関する現行の民法104条を類推適用していた考え方を条文として明記したということです。

2 約款の明文化をめぐる議論

今回の民法改正に関する審議では、約款の取り扱いが重要項目として挙げられていましたが、要綱仮案には「保留」と記載されました。

これは明文化を目指す法務省と、業務に関わる制限を懸念する企業側・経済団体との間で折り合いがつかず、結論が持ち越されたことによるものです。

約款は、一般社会でも国民生活に大きく関わる場面が多い一方で、契約ルールの基盤である民法上に何ら根拠を持たないものでもある点について、長く問題点が指摘されてきたものの、明文化に対する企業側の抵抗感は強く、今回の要綱仮案での取りまとめを見送ったという経緯があります。

尚、国会への法案提出までの期間、検討が続けられますが、中間試案までは「約款」という表現であったのが、その後「定型条項」に、そして現在は「定型約款」という言葉に置き換えられました。

「約款」をめぐる課題 ～身近な約款の例

生命・損害保険、旅行、公共料金（電気・ガス等）、携帯電話、インターネット通販 等

定型的な大量の取引を安全、かつ効率的に遂行するためのツール

法的根拠が存在しない（民法上に規定がない）
 明確な定義がない
 企業や業種ごとに形式が異なるものがある
 悪質な約款（不当条項・不意打ち条項）の存在

民法に明文化することで・・・

消費者保護の観点から・・・
 約款の定義の明確化
 内容変更時の妥当性チェック 等
 悪質な約款を法的に排除可能

経済団体の反発

企業側のリスク
 業務の制限
 約款の全面的見直し
 慣習的ルールの変更

「約款」明文化は、今後も注視すべき

4 | その他債権一般に関する重要改正点

1 債権譲渡

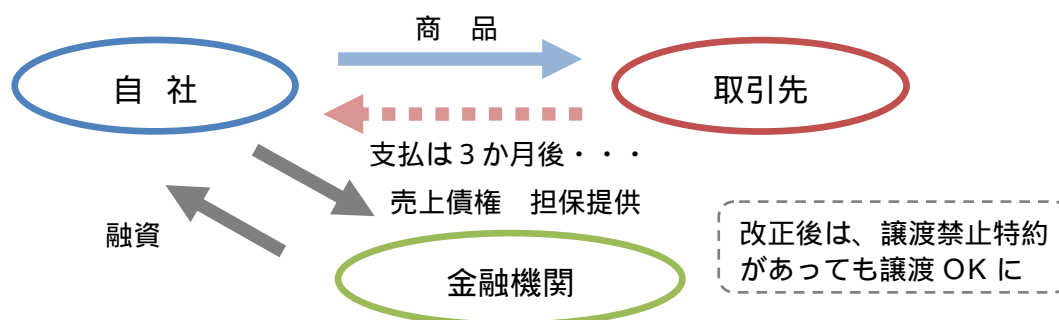
(1) 譲渡禁止特約

現行法においては、債権譲渡について当事者間で許さない特約（＝禁止特約）をした場合の効力について、明確に規定されていなかったことから、債権を担保とする資金調達を阻害している可能性も指摘されていました。

これを受けて、今回の要綱仮案では、次のように明文化しています。

用語の変更：「譲渡禁止特約」 「譲渡制限特約」
譲渡制限特約があっても、譲渡そのものは有効

企業間取引では、債権の譲渡禁止特約を締結するケースが多くなりますが、資金調達の検討に際し、企業は売上債権を担保として融資を受けることも可能になるため、資金調達の選択肢が拡大すると期待されています。



(2) 金銭債権譲渡の第三者対抗要件

債権譲渡については、中間試案では、債権の譲受人が第三者に対して譲り受けたことを主張、対抗するための民法上の要件を変更することが提案されていました。

金銭債権については、中間試案の段階で第三者対抗要件を債務者への通知もしくは債務者の承諾から登記に一元化する案が有力でしたが、要綱仮案には同案が採用されず、概ね現状維持という印象があります。

(3) 将来債権譲渡

現行法の下でも、判例上で将来債権譲渡は一定程度は認容されており、運用されていま

した（最判平成11年1月29日民集53-1-151等）が、要綱仮案において「将来債権譲渡」が明文化されています。

2 債務引受

債務引受は、条文に規定はないものの実務上では認められており、裁判実務でも判例などでルールが示されていた制度です。要綱仮案ではこれを明文化し、「併存的債務引受」と「免責的債務引受」の2類型として決めました。

(1) 併存的債務引受

一般的に「重疊的債務引受」と呼ばれてきましたが、債務引受によって、債務者と債務引受人が同じ債務を併存して負うものです。

要綱仮案では、併存的債務引受は債権者と引受人との間の契約により成立すると定められました。また、債権者の承諾を効力要件として、債務者と引受人との間で契約を締結することもできると明文化されました。

(2) 免責的債務引受

免責的債務引受は、債務者の債務が引受人に移転し、債務者は当該債務を免れることとなります。これについても、「併存的債務引受」同様の要件によって成立することが明文化されました。

実質的に債務者が入れ替わることとなりますから、企業側が債権者である場合には、引受人の資力調査などを含め、慎重な取り扱いが求められます。

3 弁済

(1) 代物弁済

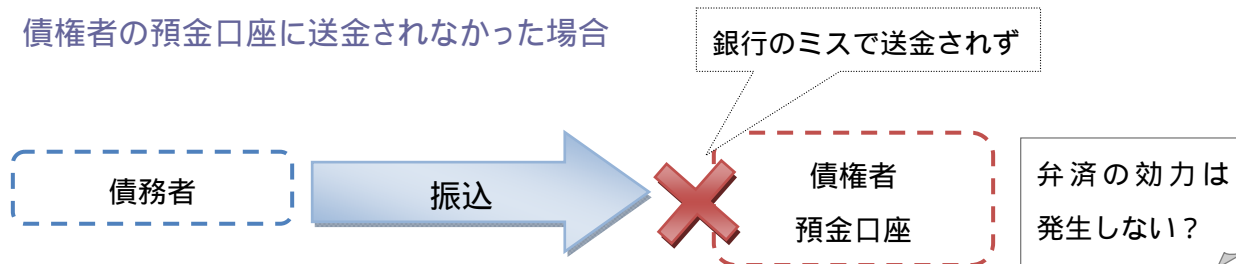
要綱仮案において、代物弁済が諾成契約（＝合意のみで契約が成立する契約類型）であることが明記されました。

(2) 弁済の方法

特記すべきは、「預貯金口座への振り込みによる弁済」の規定が新設された点です。現実には、口座への振り込みによる弁済が一般的となっているため、弁済の効力発生時期を特定するため、新たに設けられた定めだと考えられます。

ただし要綱仮案においては「預金の払戻請求権を取得した時」が弁済の効力が発生した時期であると明記されましたが、具体的内容については解釈に委ねられることとなります。

債権者の預金口座に送金されなかった場合



4 時効の完成猶予と更新

現行法には「時効の中断」という制度があります。これは、時効の進行を止めてスタート時に戻してしまうというのですが、この「中断」の効力を生ずる事由としては、裁判上の請求のほか、次のようなものが列挙されていました。

要綱仮案においては、わかりにくかった「時効の中断」を「時効の完成猶予」と「時効の更新」という言葉に置き換えたうえ、新たに「協議による時効の完成猶予」を事由の中に加えました。

現行法における時効の中断事由

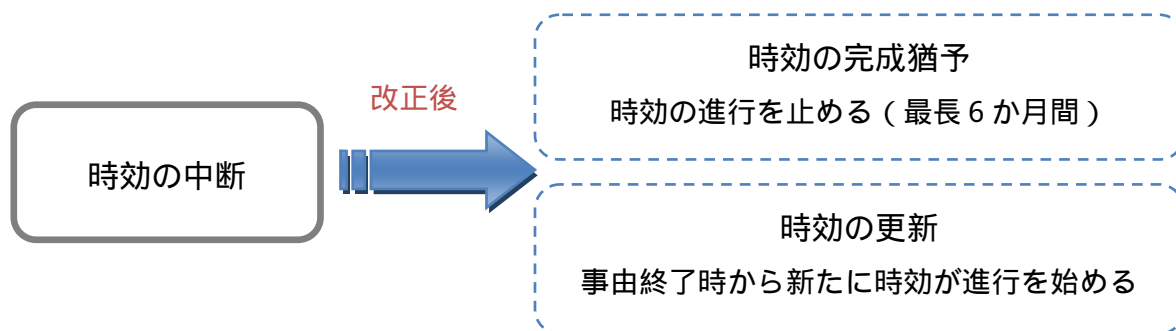
裁判上の請求等（裁判上の請求、支払督促、民事調停上の和解、家事調停、破産・再生）
 強制執行等（強制執行、担保権の実行、競売等）
 仮差押え等（仮差押え、仮処分）
 承認（権利の承認）
 催告

【改正により追加】 協議による時効の完成猶予

当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面による合意

合意があったときから1年は時効完成が猶予される

時効の中断から「完成猶予」と「更新」へ



協議による時効完成猶予が認められることで、相手方との協議が可能であれば、裁判上の請求等を準備する必要もなくなり、取引上の債権についての時効期間管理のコスト負担を低減することができるようになります。